

農山漁村地域整備交付金実施要綱

平成22年4月1日付け21農振第2453号
最終改正 令和2年3月31日付け元農振第2686号

第1 目的

我が国の農林水産業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面している。その一方で、農山漁村地域においては、近年の集中豪雨等による湛水被害の頻発化や、昨今の高潮・津波による被害の増大、更なる大規模地震やそれによる津波の発生が懸念されるなど、これまで以上に自然災害への対策が必要となっている。

このような状況の中、地域社会の核である農山漁村を守るためには、構造改革を進めながら、農林水産業の高付加価値化等を図り、競争力ある「攻めの農林水産業」を展開していくとともに、国土強靱化の観点から、一層の防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。

そのためには、農業水利施設、漁港施設や海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策、山地災害対策等の農山漁村の防災・減災対策、水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備や森林・林業の再生等の地域活性化のための取組を、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、推進することが重要である。

このため、都道府県又は市町村が農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備等を実施するための農山漁村地域整備交付金制度を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資するものとする。

第2 農山漁村地域整備交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 農山漁村地域整備交付金は、(2)に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が都道府県又は市町村に対して交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

① 基幹事業

ア 農業農村基盤整備事業

- (ア) 農地整備
- (イ) 水利施設整備
- (ウ) 農地防災
- (エ) 農村整備
- (オ) 農業用水保全の森づくり事業

イ 森林基盤整備事業

- (ア) 森林整備事業
- (イ) 治山事業

ウ 水産基盤整備事業

- (ア) 水産物供給基盤整備事業
- (イ) 漁場保全の森づくり事業
- (ウ) 漁港漁村環境整備事業
 - a 漁業集落環境整備事業
 - b 漁港環境整備事業
 - c 漁村再生交付金事業

エ 海岸保全施設整備事業

- (ア) 海岸保全施設整備事業
 - a 海岸保全施設整備事業
 - b 津波・高潮危機管理対策事業
 - c 海岸環境整備事業

② 効果促進事業

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、以下の要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県において実施されるものでないこと。
- ② 1の(2)の②に掲げる効果促進事業に係る事業費が、第3の農山漁村地域整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を超えるものでないこと。
- ③ 農村振興局長等が別に定める実施要件を満たすものであること。

3 交付期間

農山漁村地域整備交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、農山漁村地域整備交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3年から5年とする。

第3 農山漁村地域整備計画

1 整備計画の記載内容及び提出

農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。また、市町村長は、当該整備計画を都道府県知事に提出するとともに、都道府県知事は、当該整備計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標

- (3) 整備計画の期間
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 基幹事業（別紙に定めるものに限る。）の費用対効果
- (7) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (8) その他必要な事項

2 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、1の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

3 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、農山漁村地域整備交付金を充てて1の整備計画に記載のある交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は1の整備計画について農村振興局長等が別に定める変更を行うときは、新たな整備計画又は変更後の整備計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 2の規定は、(1)の場合において準用する。

第4 助成

国は、第3の整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより、都道府県又は市町村に対し、毎年度、予算の範囲内で農山漁村地域整備交付金を交付するものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

- 1 計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、農村振興局長等が別に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。
- 2 交付期間の終了後速やかに、農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができる。
- 3 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第6 交付金交付決定前の着手

事業実施主体は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、農村振興局長等が別に定めるところにより、その理由を記載した農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届を農林水産大臣に提出するものとする。

第7 監督等

- 1 事業実施主体が都道府県である場合にあつては、国は当該都道府県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあつては、国及び都道府県は当該市町村に対し、都道府県又は市町村が補助する農林漁業団体等が事業実施主体である場合にあつては、都道

府県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 国は事業実施主体に対し、農村振興局長等が別に定めるところにより、その施行する交付対象事業に係る実施要件確認に必要な資料の提出を求めるものとする。

第8 委任

- 1 農山漁村地域整備交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。
- 2 農山漁村地域整備交付金の実施において、この要綱に基づき、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1に定める事業を実施する場合、農村振興局長等が別に定めるところにより実施するものとする。

第9 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱第16に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域自主戦略整備計画は、第3の2の規定により受理された整備計画とみなすことができる。
- 2 農山漁村地域整備交付金において、平成25年2月26日より前に地域自主戦略交付金交付要綱に基づき実施していた事業であって、同日以降農山漁村地域整備交付金を充てて事業を実施するものについては、農山漁村地域整備交付金に移行されたものとみなすこととし、その取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例によるものとする。

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成24年度補正予算（第1号）を充てて行う場合は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」の3つの重点分野のうち、「復興・防災対策」又は「暮らしの安心・地域活性化」の分野に該当し、かつ、緊急的に必要とされる内容に限って実施するものとする。

附則 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、平成29年度以降に着手する事業に適用し、平成28年度以前に着手した事業については、なお従前の例による。ただし、別紙に定める事業に平成29年度以降に着手する場合であって、費用対効果を算出することができないやむを得ない理由がある場合には、平成31年3月31日までの間は、費用対効果を整備計画に記載しないことができる。

附則 この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成31年2月8日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成30年度補正予算（第2号）を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成31年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。
- 3 この通知による改正規定は、平成31年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成30年度以前の歳出予算に係る国の交付で平成30年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前のおりとする。

附則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第1号）を充てて行う場合は、「水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化の更なる強力な推進（安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）」のために必要な事業に限って実施する。
- 3 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第1号）を充てて行う場合は、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）に基づく中山間地域における基盤整備のために必要な事業に限って実施する。
- 4 上記附則第2及び第3の事業については、それぞれの予算の範囲内で実施するもの

とする。

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和2年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

費用対効果を記載する基幹事業

実施要綱第3の1の(6)の規定に基づき費用対効果を整備計画に記載する基幹事業は、次の①及び②に掲げる地区において実施する事業のうち、下表に定める事業とする。

なお、既に地方公共団体において費用対効果を算出している場合は、その値を記載することができる。

- ① 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業を除く。）にあつては、土地改良法（昭和24年法律第195号）又は農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長・21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21林整計第336号林野庁長官・21水港第2724号水産庁長官通知）に定めるところにより、費用対効果を算出する地区。
- ② 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業に限る。）、森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業にあつては、総事業費が10億円以上の地区。

基幹事業名	備考
農業農村基盤整備事業	
農地整備	
水利施設整備	
農地防災	農地防災事業にあつては、農村振興局長が別に定めるものに限る。
農村整備	農業集落排水事業のうち、調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。
農業用水保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち森林環境教育促進整備を除く。
森林基盤整備事業	
森林整備事業	1. 共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。 2. 林道点検診断・保全整備事業を除く。
治山事業	1. 予防治山のうち、山地災害危険地区の調査を除く。 2 機能強化・老朽化対策のうち、既存施設の老朽化対策を除く。

水産基盤整備事業	
水産物供給基盤整備事業	
漁場保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。
漁港漁村環境整備事業	
・ 漁業集落環境整備事業	機能診断及び機能保全計画の策定・保全工事、防災対策に必要な施設整備を除く。
・ 漁港環境整備事業	
・ 漁村再生交付金事業	
海岸保全施設整備事業	
海岸保全施設整備事業	
・ 海岸保全施設整備事業	海岸堤防等老朽化対策を除く。
・ 海岸環境整備事業	放置座礁船の処理を除く。